

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当 : 木田、目片 電話 : 222-3952)

件 名	(単価契約) 移動式拠点回収事業に係る有害・危険ごみ等の現地回収、搬送等業務委託
予 定 数 量	<ul style="list-style-type: none">日曜日又は祝日以外の期日 : 90回日曜日又は祝日 : 30回
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	別添「(単価契約) 移動式拠点回収事業に係る有害・危険ごみ等の現地回収、搬送等業務委託仕様書」のとおり

(単価契約) 移動式拠点回収事業に係る有害・危険ごみ等の現地回収、搬送等業務委託仕様書

1 目的

本業務は、京都市（以下「本市」という。）が実施する移動式拠点回収事業（「2 移動式拠点回収事業の概要」参照。）において、市民が回収場所へ持ち込む特定の品目（「6 対象品目」に示す。）の現地回収、搬送、保管及び性状確認を、「消防法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）、その他関係法令に従い、実施することを目的とする。

2 移動式拠点回収事業の概要

移動式拠点回収事業とは、本市職員が公園や学校などの市民の身近な場所へ出向き、「有害・危険ごみ」及び「資源物」の回収を行う事業である。回収品目は別表1に示す23品目である。

（別表1 回収品目）

回収品目	
有害・危険ごみ	・石油類 　・医薬品、農薬 　・化学薬品、塗料、ワックス、絵の具 ・洗浄剤
資源物	1 古紙類、2 雑がみ、3 紙パック、4 使用済てんぷら油 5 古着類、6 乾電池、7 ボタン電池、8 充電式電池 9 蛍光管、10 水銀体温計・水銀血圧計、11 小型家電 12 磁気テープ類、13 インクカートリッジ、14 リユースびん 15 刃物類、16 使い捨てライター、17 陶磁器製の食器 18 小型金属類・スプレー缶、19 木の枝

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 予定数量

日曜日又は祝日以外の日における実施が90回、日曜日又は祝日における実施が30回、合わせて計120回の実施を予定している。実施の概要は次のとおりである。

(1) 回収地点

本市が回収地点をあらかじめ定める。候補地は学校や公園などであり、基本的に屋外である。

(2) 回収日時

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に、回収地点ごとの回収実施日を、土曜日、日曜日又は祝日を中心に設定する。1回当たりの回収時間は、午前9時から午後5時の間の約2時間である。

(3) 実施予定の通知

回収地点及び日時等について、回収実施日の30日前までに通知する。ただし、令和8年4月1日から4月30日までの期間の実施については、受託者と協議のうえ実施を決定する。

(4) 荒天が予想される場合の対応

屋外の回収地点において、回収実施日に荒天が予想される場合、中止の判断を本市が行い、結果を前日17時までに連絡する。ただし、当日の中止判断の場合は、回収地点での誤投棄等を防止するため、現地回収を依頼する場合がある。

5 受託条件

本業務を受託しようとする者は、次の(1)及び(2)に示す内容の許可を受けていること。

- (1) 廃棄物処理法第14条第1項に定める許可を本市から受けており、当該許可の事業の範囲に、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及び廃プラスチック類の保管積替えが含まれていること。
- (2) 廃棄物処理法第14条の4第1項に定める許可を本市から受けており、当該許可の事業の範囲に、廃油の保管積替えが含まれていること。

6 対象品目

別表1に示す23品目のうち、「有害・危険ごみ」4品目（「石油類」、「医薬品・農薬」、「化学薬品・塗料・ワックス・絵の具」、「洗浄剤」）、「使い捨てライター」及び「木の枝（※）」の6品目を本業務の対象品目とする。品目ごとの委託業務は次の表のとおりである。

		現地回収	搬送	仕分け及び性状確認
有害・危険ごみ	石油類	○	○	○
	医薬品・農薬	○	○	○
	化学薬品・塗料・ワックス・絵の具	○	○	○
	洗浄剤	○	○	○
資源物	使い捨てライター	×	○	○
	木の枝	×	○	○

※ 木の枝の回収範囲は、枝葉のみ。

7 業務の内容

本業務の委託事項は、6に示す品目の(1)現地回収作業、(2)保管場所等への搬送、(3)仕分け及び性状確認、(4)結果報告である。

(1) 現地回収作業

ア 物品の用意

現地回収に必要な物品を用意すること。必要な物品のリスト及び数量並びに準備する主体は次の表のとおりである。

準備主体	物品	数量	備考
受託者	回収容器	1式	
	計量器	1式	
	密閉容器	1式	
	危険物の移し替え	1式	ポリタンク等。下記「ウ(エ)g 容器を返却して

	容器		欲しいと言われた場合の対応」参照
受託者	その他現地回収作業に必要な物	1式	
本市	不燃性テント	1張	下記「ウ(ウ) 設備及び作業条件」参照
	火気厳禁の看板	1式	下記「ウ(ウ) 設備及び作業条件」参照（表示プレート、三角コーン、トラポールで構成）
	消火器セット	1式	下記「ウ(ウ) 設備及び作業条件」及び「エ 事
	ペール缶 (砂充填済み)	1台	故発生時の対応」参照、（消火器本体、台座、プレートで構成）
	長机	1台	市民が持ち込んだものの受取及び検品に使用
	静電マット	1枚	下記「ウ(エ) a 危険物の取扱い」参照
	金属製トレイ	2個	下記「ウ(エ) a 危険物の取扱い」参照

イ 会場の設営

回収開始時刻の約30分前までに現場に到着し、準備を行う。回収終了後は速やかに片づけを行い、現場を原状に復旧させて、退場すること。

ウ 回収

別表1に示す回収品目のうち「石油類」、「医薬品・農薬」、「化学薬品・塗料・ワックス・絵の具」及び「洗浄剤」の4品目を、①来場した市民から受け取り、②回収品目であるかどうかを検査し、受取基準に該当しないものを返却し、③回収品目別に仕分けて回収容器に収納し、④回収品目別に重量を計測すること。①及び②の際の受取基準については、別途指示する。

なお、回収には、次の事項を遵守すること。

(ア) 京都市火災予防条例の遵守

京都市火災予防条例の適用を受けることから、遵守すること。

(イ) 危険物取扱者の配置

消防法に定める甲種危険物取扱者免状又は乙種第四類危険物取扱者免状の交付を受けている者を、1名以上従事させること。

なお、当該従事者はその免状を現地回収作業中携帯し、必要に応じて提示できるようにすること。

(ウ) 設備及び作業条件

本市が用意する全天候型不燃性テントを設営し、その下で、前記の①から④の作業を実施すること。ただし、周囲の状況や天候等により、不燃性テントの設営を省略しても安全であると判断した場合は、省略しても良い。また、作業場所の周囲には、火気厳禁の看板、消火器セット、砂を充填したペール缶を配備し、作業従事者は、帯電防止加工を施した作業服及び靴を着用すること。

(エ) 危険物の回収に係る事項

a 危険物の取扱い

受け取った回収物のうち、危険物（消防法第2条第7項に規定するものをいう。以下同様。）については、静電マットの上に載せた金属製トレイに仮置きし、仕分けること。

b 品名及び数量の管理の方法

持ち込まれた危険物は、危険物取扱者が品名・種別を特定し、その容量の概数の把握及び記録を行い、危険物の全体量が危険物の規制に関する政令第1条の11で定める数量（以下「指定数量」という。）の5分の1に達しないことを確認すること。

c 多量の危険物が持ち込まれた際の対応

原則として20リットルを超える灯油又はエンジンオイル、4リットルを超えるガソリン又はベンジン等の、多量の危険物は受け付けないものとするが、やむを得ない場合には、全体量が指定数量の5分の1以上に達しない範囲で受け入れること。

d 指定数量の5分の1以上となることが見込まれる際の対応

危険物の全体量が、指定数量の5分の1以上になると見込まれる場合には、車両に速やかに積み込み、自社の危険物貯蔵所に保管すること。

e 中身が不明なものが持ち込まれた際の対応

商品ラベルが貼られておらず、かつ、持ち込んだ市民も記憶していないなど、中身が不明なものは、事前に回収の対象外であることを周知しており、回収場所に持ち込まれた際は、その旨を伝え回収しない。

ただし、危険物取扱者が色、臭い、状態などから内容物を特定し、回収品目に該当すると判断した際は、回収しても良いが、当該回収物の性状を詳細に確認した結果、回収品目に該当しないものであった場合は、受託者の責任で処理を行うこと。

f 容器が破損している際の対応

市民には、回収場所に持ち込むまでに容器が破損して内容物が漏えいしないよう周知しているが、仮に現場に持ち込まれた時点で内容物が漏えいする恐れがあるものについては、容器ごと収納、固定することができるペール缶などの密閉容器を準備しておき、それに収納、固定すること。

g 容器を返却して欲しいと言われた場合の対応

市民には、回収場所で移し替え作業を行わないよう、灯油ポリタンクなどの容器ごと回収すると周知しており、容器を返却して欲しいと言われた場合、その旨を伝え返却しない。ただし、危険物取扱者がその量や性状に応じて、安全であると判断できる場合については、他の容器に移し替えを行い、空容器を返却すること。その際、移し替えを行った内容物は、他の危険物との混合は行わないこと。

h 回収品目に該当しないものを受け取った場合は、受託者の責任で処理を行うこと。

エ 事故発生時の対応

(ア) 火災時（初期消火）

作業時は、発火等の異常状況発生時に速やかに対応できるよう常時監視を怠らないようにし、発火等が生じた場合には、作業場所に配備している消火器を使用し、初期段階での消火鎮圧を行うこと。

(イ) 流出物の処置

危険物の取扱いには慎重を期し、油の流出等が生じないよう細心の注意を払うものとするが、万が一油が地面に流出した際には、作業場所に配備している砂（ペール缶に充填）を速やかにまいて、流出油の除去を行うこと。

(ウ) 通報、避難誘導等

火災、危険物の流出を含め事故発生時には、速やかに上記対応を講じるとともに、必要な場合 119 番通報を行い、状況に応じて市民、作業者の避難誘導を行うこと。

(2) 保管場所等への搬送

自ら回収した「石油類」、「医薬品・農薬」、「化学薬品・塗料・ワックス・絵の具」及び「洗浄剤」に加え、本市職員が回収する、「木の枝」 及び「使い捨てライター」を引き取り、車両に積み込んで次の表のとおり所定の場所に運搬すること。

なお、運搬に当たっては、消防法第 16 条に規定する技術上の基準（危険物の規制に関する政令第 28～30 条）の適用を受けることから、遵守すること。

回収品目	場所	備考
「石油類」、「医薬品・農薬」、「化学薬品・塗料・ワックス・絵の具」、「洗浄剤」、「使い捨てライター」	5 に示す許可を受けた施設	・危険物については、危険物倉庫に保管すること。
「木の枝」	せん定枝リサイクル業者	・別契約のリサイクル業者（別途通知）へ引き渡すこと。 ・リサイクル業者が休業日の場合は、自社に持ち帰り、開業日まで車内で保管した後、引き渡すこと。

(3) 仕分け及び性状確認

自社の保管場所に持ち帰った「石油類」、「医薬品・農薬」、「化学薬品・塗料・ワックス・絵の具」、「洗浄剤」及び「使い捨てライター」について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類に応じて仕分け、種類ごとにその重量（容器を含む）を計測するとともに写真を撮影すること。

なお、業務終了後の回収物については、性状確認の調査が完了後、本市が排出事業者となり、調査が完了した場所を排出事業場と位置付け、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物として処理する。当該産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬及び処分については、委託契約を別途締結のうえ、業務を執り行うので、本市が指示するまで保管すること。

(4) 結果報告

(1) から (3) までの実施結果について、以下のア及びイに示すものを本市に提出すること。

ア 回収地点ごとにとりまとめたものを 1 箇月ごとに報告すること。報告の様式については別途指示する。

イ 全実施の結果報告をとりまとめたものを年度末に報告すること、報告は、簡易製本した文書及び当該内容を CD-R に記録した電子データの 2 種類で納品すること。電子データのファイル形式は、ワード、エクセル、PDF、JPEG 又は TIFF とし、その他のファイル形式を用いる場合は協議のうえ、決定すること。ただし、数値データはエクセルで提出すること。

8 委託料の支払い

本市は、受託者から 7 (4) アに示す報告を受け、その履行を確認し、適法な請求書を受理した後、30 日以内に受託者に当該請求金額を支払うものとする。

9 経費負担

本業務の履行に伴う費用は、全て受託者の負担とする。

10 業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等の責任

本市の責に帰すべきものを除き、業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、本市は一切の責任を負わない。全て受託者の責任において処理すること。

11 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

12 権利・義務の譲渡の禁止

本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

13 守秘義務

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

14 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。

15 その他

- (1) 少なくとも同日・同時間帯で5回までの重複（回収日時が重なることにより、別の車両、人員が必要な場合のことをいう。）に対応すること。
- (2) 各回収の人員（人数、危険物取扱者の氏名及び資格の種類）、運搬車両の種類についてあらかじめ、本市に報告すること。
- (3) 小さな公園などの回収場所において、受託者の車両の入場が困難な場合は、本市から事前に通知するので、路上駐車の許可等を事前に得るなどして対応すること。
- (4) 現地での回収作業は本市職員との連絡を密にして業務に当たること。また、業務の進捗状況については、本市職員と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- (6) その他、契約書及び仕様書に記載なき事項については、協議による。

〈参考〉 令和6年度回収量実績

(単位: kg)

		資源物及び有害・危険ごみの回収
	実施回数(回)	112 (1回/箇所)
	実施箇所数(箇所)	112
	来場者数(人)	9,592 (85.6人/回)
資源物	① 古紙類	6,659.0
	② 雑がみ	2,214.5
	③ 紙パック	92.8
	④ 使用済てんぷら油	1,025.7
	⑤ 古着類	6,252.0
	⑥ 乾電池	2,717.3
	⑦ ボタン電池	44.5
	⑧ 充電式電池	219.1
	⑨ 蛍光管	854.7
	⑩ 水銀体温計・水銀血圧計	13.0
	⑪ 小型家電	6,835.5
	⑫ 磁気テープ類	1,671.8
	⑬ インクカートリッジ	168.9
	⑭ リユースびん	589.2
	⑮ 刃物類	480.3
	⑯ 使い捨てライター	734.3
	⑰ 陶磁器製の食器	12,699.3
	⑱ 木の枝	1,923.0
計		45,194.9 (403.5kg/回)
危険 ごみ	石油類	5,442.8
	医薬品・農薬	916.9
	化学薬品・塗料・ワックス・絵の具	1,801.7
	洗浄剤	1,416.6
	計	9,578.0 (85.5kg/回)
総計		54,772.9